

堺市地域防災計画【令和2年2月】

第11章 第15節 第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備
P.268【建築都市局】

第11章 第15節 第4 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握
P.269【建築都市局、環境局】
市は、アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、アスベスト露出状況等の把握を行う。

第2章 第12節 第4 倒壊家屋等の解体撤去
P.309【環境局、区役所】
(2) 市は、(略)倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
(4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
(5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。

堺市災害廃棄物処理計画【令和3年3月】

特別な対応が必要な廃棄物 (P.37)
(2) 有害物・危険物
① 石綿 (アスベスト)
(略)
損壊家屋の撤去等に伴う石綿の飛散を防止するために、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (改訂版)」(平成29年9月環境省)を参考に、次のとおり処理する。

【損壊家屋の撤去等】
・撤去前に石綿の書面調査、現地調査及び必要に応じて分析確認を実施し、飛散性アスベスト (廃石綿等) 又は非飛散性アスベスト (石綿含有廃棄物) が確認された場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、必要な手続きを行う。 ~以下略~

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)
【平成29年9月】(環境省水・大気環境局大気環境課)

第2章 平時における準備 1. 概要 (P.9)
自治体は、災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報 (又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報) について、所管部署 (表2.1参照) と連携して共有・整理し、情報共有するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、災害時の石綿飛散防止対策に係る実施事項、対応部署等を地域防災計画やマニュアル等に定めておくことが望ましい。

災害時アスベスト飛散防止マニュアルの作成に向けたプロセス

＜作成の視点＞

- 関連計画等と総合的に整合を図ったマニュアルとする
- 規制対象の拡大等を趣旨とした令和2年度の関係法令改正を踏まえたマニュアルとする
- 災害対策における平常時の備えから解体等工事、処理に至るまでの段階ごとに実施すべき事項を整理

災害対応において支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映する

庁内関係部局

協力

活用

専門分野の事業者への
業務委託
(情報収集・整理等)

今年度、堺市版 災害時アスベスト飛散防止
マニュアルを作成

関連

整合確認

参考